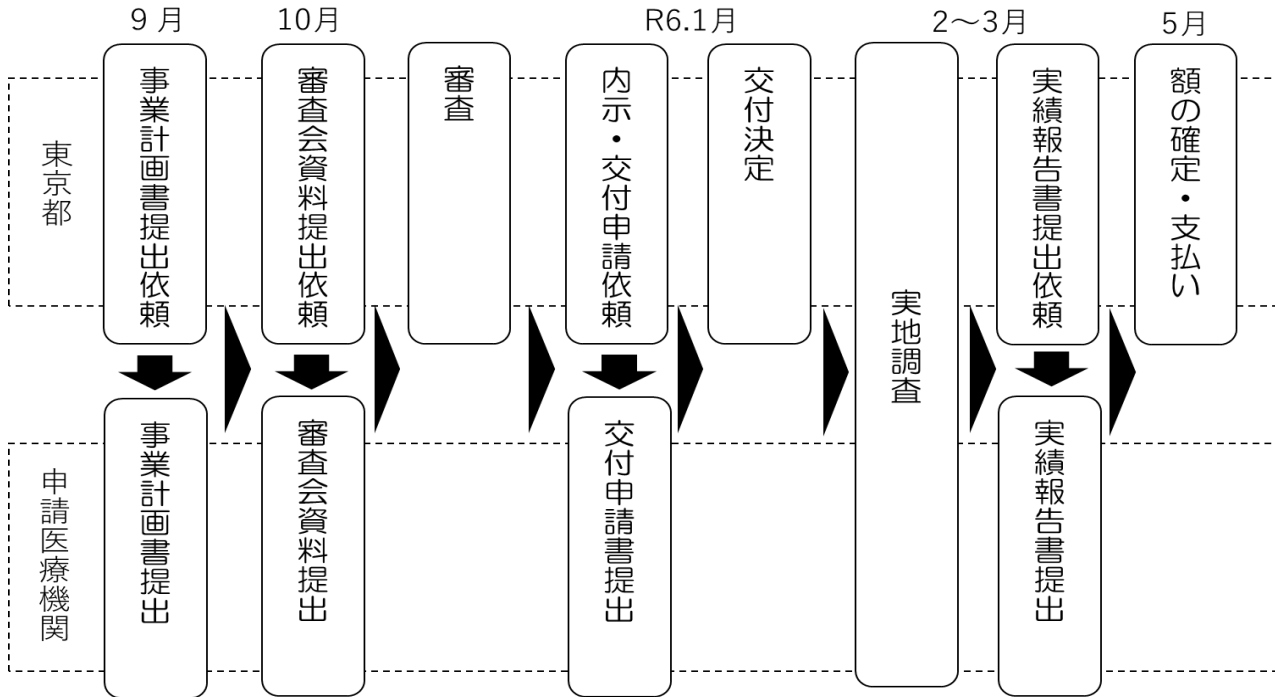


## 1 ご申請の流れ



## 2 補足説明

- ・事業計画書 今回の郵送物で提出を依頼しているものです。福祉局ホームページ ([https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/abr\\_shien.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/abr_shien.html)) から様式をダウンロードして作成してください。
- ・審査会資料 この資料をもって補助の可否を審査します。記入する様式は、事業計画書をご提出いただく担当者様のメールアドレスにお送りいたします。
- ・交付申請書 審査の結果、適と認められ、内示通知書をお送りした医療機関様にご依頼いたします。
- ・実地調査 新しく購入した自動 ABR 検査機器の導入状況、既存 ABR が故障したことを理由に補助をした場合はその状況を、検査員の訪問により確認させていただきます。
- ・実績報告書 実地調査後にご作成を依頼いたします。

## 3 よくある質問

Q 追加で自動 ABR 検査機器を購入する場合は、新しく他院で出生した児の検査を始めなくてはいけないということか。(実施要綱4 (2))	A その通りです。なお、既に他院出生児の検査を行っている場合は追加購入の対象外です。
Q 納品はいつまでに済ませればいいのか。	A 令和6年3月31日までに納入を完了させてください。
Q 提出書類の「その他参考となる資料」とは何を指すのか。	A 現在所有している自動 ABR 機器の購入年度が分かる資料の写し、既に購入している場合の納品書の写し等を想定しています。
Q 申請したにも関わらず補助がされないということはあるのか。	A 必ず補助をお出しできるということは現時点で申し上げられませんが、申請したにも関わらず補助がされないということが可能な限り無いようにしたいと考えております。
Q この補助金は来年度以降も続くのか。	A 令和6年度は引き続き実施する予定です。令和7年度以降の状況は未定です。